NISSAY
ASSET MANAGEMENT

# 投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2026.07.16

# ニッセイ／パトナム・インカムオープン

追加型投信／海外／債券



当ファンドは、
特化型運用を行います。

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。


委託会社[ファンドの運用の指図を行います]

**ニッセイ アセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号　関東財務局長(金商)第369号

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行います]

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

お問合せ ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ https://www.nam.co.jp/

## ◉委託会社の情報 （2026年4月末現在）

| | |
|---|---|
| 委託会社名 | ニッセイアセットマネジメント株式会社 |
| 設立年月日 | 1995年4月4日 |
| 資本金 | 100億円 |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | 11兆842億円 |

## ◉商品分類等

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 海外 | 債券 | 債券（一般） | 年4回 | 北米 | なし |

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対円でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会ホームページ https://www.imaj.or.jp/ にてご確認いただけます。

- 本書により行う「ニッセイ／パトナム・インカムオープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年7月15日に関東財務局長に提出しており、2026年7月16日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に際しては、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額（便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます）については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊（ファンド掲載名:インカム）および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

# 1.ファンドの目的・特色

ファンドの運用責任者はこちらです。
https://www.nam.co.jp/fundinfo/npio/main.html

## ファンドの目的

主に米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券、社債、ハイイールド債および外国債を投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

## ファンドの特色

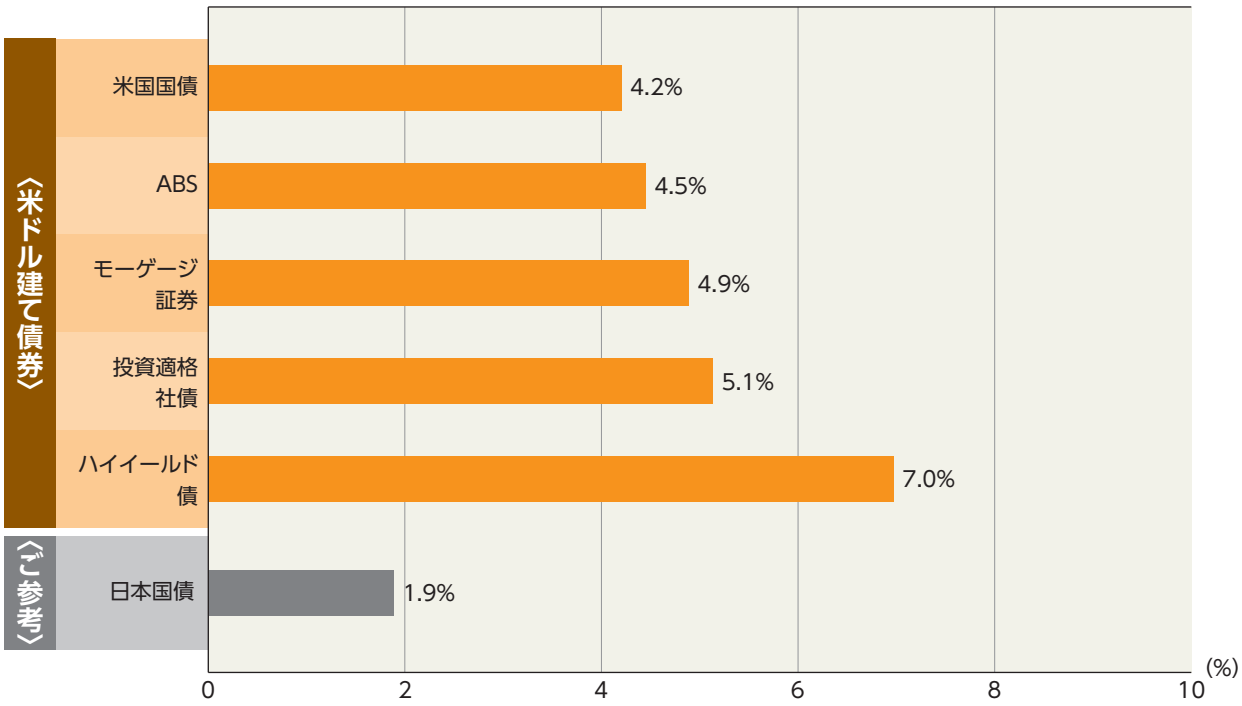
### 1 米ドル建ての多種多様な債券に投資します。

- 米ドル建ての多種多様な債券（米国国債、モーゲージ証券、米国社債、ハイイールド債、米国外公社債等）を投資対象とし、戦略的な資産配分と業種・銘柄を選択し幅広く分散投資することで、長期的な収益の獲得をめざします。
- ブルームバーグ米国総合インデックス（円換算ベース）※1を参考指標※2とし、長期的観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。

※1 ブルームバーグ米国総合インデックスとは、ブルームバーグが公表しているインデックスであり、米ドル建て投資適格債券市場のパフォーマンスを表します。
ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します）またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。
なお、「円換算ベース」とは現地通貨建ベースのインデックスを委託会社が円換算したものです。

※2 ファンドは、当該参考指標との連動性をめざすものではありません。

〈主な米ドル建て債券の利回り水準〉　2026年4月末現在




出所）ブルームバーグのデータを基にニッセイアセットマネジメント作成
・米ドル建て債券（米国国債・ABS・モーゲージ証券・投資適格社債・ハイイールド債）の利回りは、ブルームバーグ・インデックスの種別指数の利回りです。日本国債の利回りは5年国債の利回りです。実際のファンドに組入れられている債券の利回りではありません。

! 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドが投資対象とするモーゲージ証券などには、一般社団法人資産運用業協会規則に定める寄与度が10%を超える、または超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、ファンドは特定の銘柄に投資が集中することがあります。
ファンドの特化型運用においては、当該銘柄のエクスポージャーがファンドの純資産総額の35%を超えないよう運用を行いますが、当該銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

## 2 分散投資・高格付債への投資により、信用リスクをコントロールします。

●幅広く分散投資を行うことで、ファンド全体の信用リスクを抑え、運用収益の安定化を図ります。

**〈主な債券分類表〉**

| | |
|---|---|
| 米国国債 | 米国政府が発行する債券で、2026年4月末の格付は、AA+(S&P)／Aa1(Moody's)です。 |
| モーゲージ証券 | 住宅ローンなどの不動産ローンを証券化したもので、通常、米国政府や政府関連機関等が保証するなど、信用補完されており信用力が高い債券です。 |
| ABS | ABSとは、Asset Backed Securities（資産担保証券）の略で、自動車ローン、クレジットローンなどの金銭債権を証券化したものをいいます。 |
| 投資適格社債 | 企業が発行する、格付がBBB格以上の債券です。一般的に格付が高い債券ほど元本・利払いの安全性が高いと見なされますが、利回りは低くなります。 |
| ハイイールド債 | 社債の中で、格付がBB格以下のものです。信用リスクが高い分、相対的に利回りは高くなります。「ニッセイ／パトナム・インカムオープン」ではリスクを低減する観点からその組入比率を15%以内にとどめています。 |

●投資適格債の組入比率を85%以上(ハイイールド債の組入比率は15%以下)、組入債券の平均格付をA格以上に保ちます。また、組入債券については、クレジットリサーチ※を行うことで、信用リスクの低減を図ります。

※クレジットリサーチとは、個別企業や債券の発行体の財務分析・業種分析等の調査のことを指します。

**〈債券の格付について〉**

| 格付 | | S&P | Moody's |
|---|---|---|---|
| 高い | 投資適格 | AAA | Aaa |
| | | AA | Aa |
| | | A | A |
| | | BBB | Baa |
| | 投機的 | BB | Ba |
| | | B | B |
| | | CCC | Caa |
| | | CC | Ca |
| | | C | C |
| 低い | | D | − |

出所)S&P、Moody'sの格付定義を基にニッセイアセットマネジメント作成
・格付の符号については一部省略して表示しています。
・債券の格付とは債券の元本、利息の支払の確実性の度合を示すもので、信用格付業者(S&PやMoody's等)が各債券の格付を行っています。

## 3 フランクリン・アドバイザーズ・インクに運用を委託します。

●ファンドは、運用指図に関する権限※をフランクリン・テンプルトン・グループの「フランクリン・アドバイザーズ・インク」に委託します。

※ 国内短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

### フランクリン・アドバイザーズ・インク

フランクリン・アドバイザーズ・インクは、フランクリン・テンプルトン・グループの資産運用会社で、米国カリフォルニア州サンマテオを拠点に主に米国、グローバルの株式および債券等を対象とした運用戦略のほか、セクター戦略、マルチ・アセット戦略等の運用を行っています。

### フランクリン・テンプルトン・グループについて

フランクリン・テンプルトン・グループは米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置く、独立系の資産運用会社グループです。150ヵ国以上のお客様にサービスを提供するとともに複数の資産クラスにおいて数多くの投資プロフェッショナルを有しており、世界中の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しています。

## 4 原則として、為替ヘッジ※は行いません。

※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

❗為替相場の状況によって、基準価額および収益分配金の額が変動します。

## 5 3ヵ月毎に分配金をお支払いすることをめざします。

●1・4・7・10月の各15日（休業日の場合は翌営業日）を決算日として、3ヵ月毎に分配を行う方針です。




❗上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよび水準について、示唆、保証するものではありません。

## ◉主な投資制限

| | |
|---|---|
| 株式 | 株式等への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 |
| 同一銘柄の株式 | 同一銘柄の株式への投資は、<br>信託財産の純資産総額の10%以下とします。 |
| 投資信託証券 | 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 |
| 外貨建資産 | 外貨建資産への投資には、制限を設けません。 |

## ◉収益分配方針

- 分配対象額は、利子等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

! 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

**資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。**

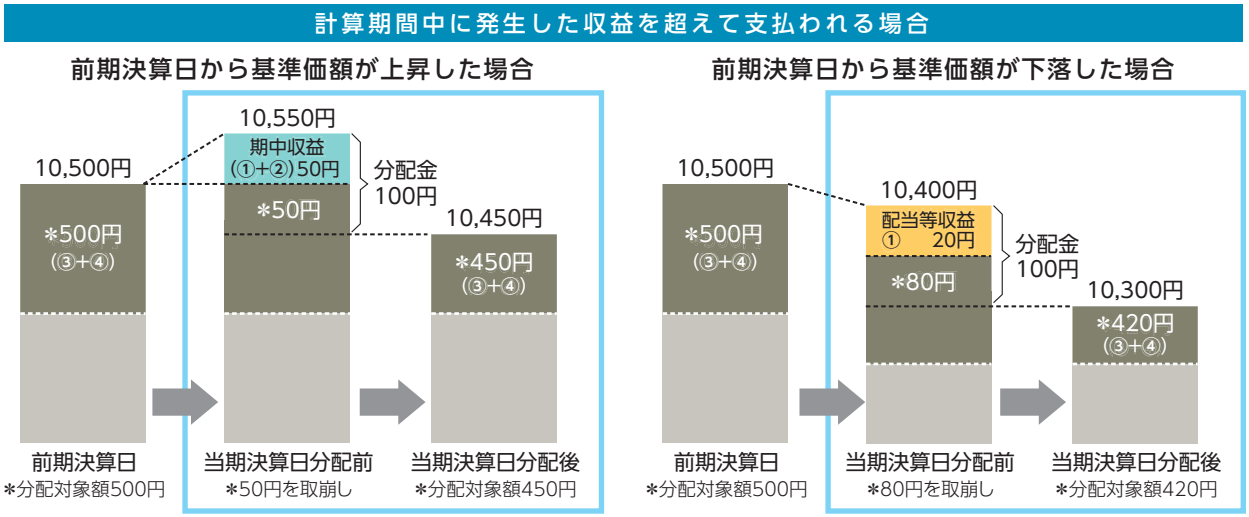
# 追加的記載事項

## 分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。




●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

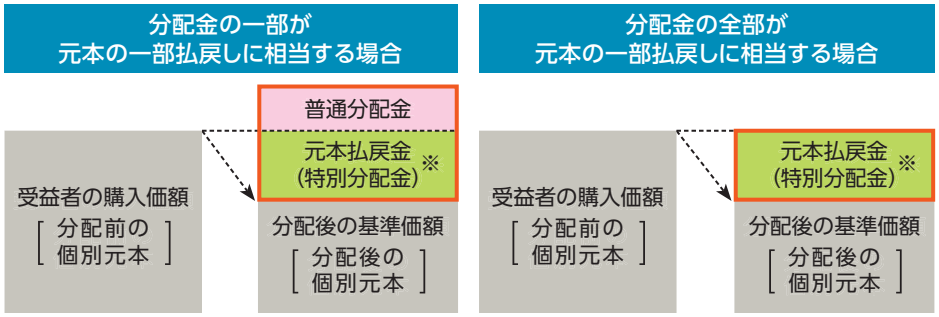



●分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益（①および②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。
収 益 調 整 金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

❗上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

●受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。




※実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金（特別分配金）が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

●普通分配金に対する課税については、後記「4.手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

# 2.投資リスク

## 基準価額の変動要因

●ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

●**ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。**

### ◉主な変動要因

| | | |
|---|---|---|
| 債券投資リスク | 金利変動リスク | 金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。 |
| | 信用リスク | 債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。 |
| | 期限前償還リスク | モーゲージ証券は、様々な要因によるローンの借換え等にともない、期限前償還されることがあり、これらの増減により価格が変動します。特に金利が低下した場合、期限前償還の可能性の高まりにより、モーゲージ証券の種類によっては価格の上昇が抑えられること、または下落することがあります。 |
| 為替変動リスク | | 原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。 |
| 流動性リスク | | 市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。 |

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

○ファンドが投資対象とするモーゲージ証券などには、一般社団法人資産運用業協会規則に定める寄与度が10%を超える、または超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、ファンドは特定の銘柄に投資が集中することがあります。このため、当該銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

○ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。
これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

○ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

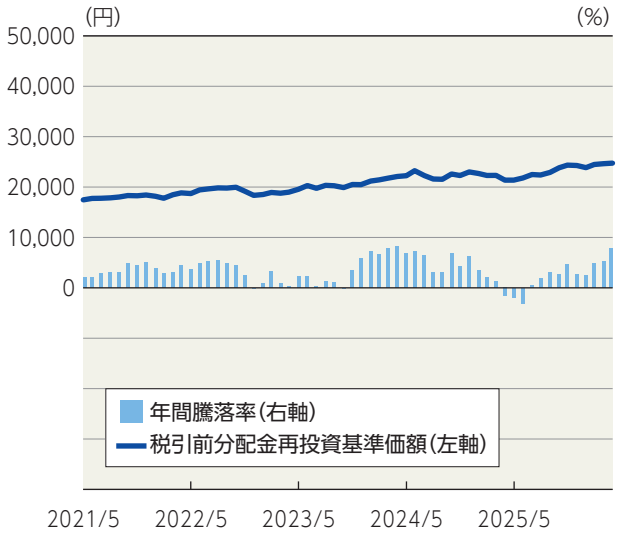
## リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

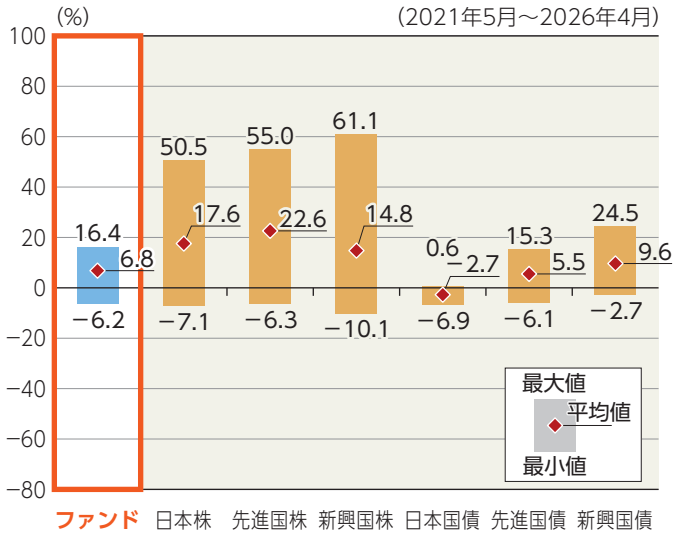
また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

**(参考情報)** 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および税引前分配金再投資基準価額の推移




②ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較




・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>
日 本 株 ･･･ TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
先進国株 ･･･ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株 ･･･ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債 ･･･ NOMURA-BPI 国債
先進国債 ･･･ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債 ･･･ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

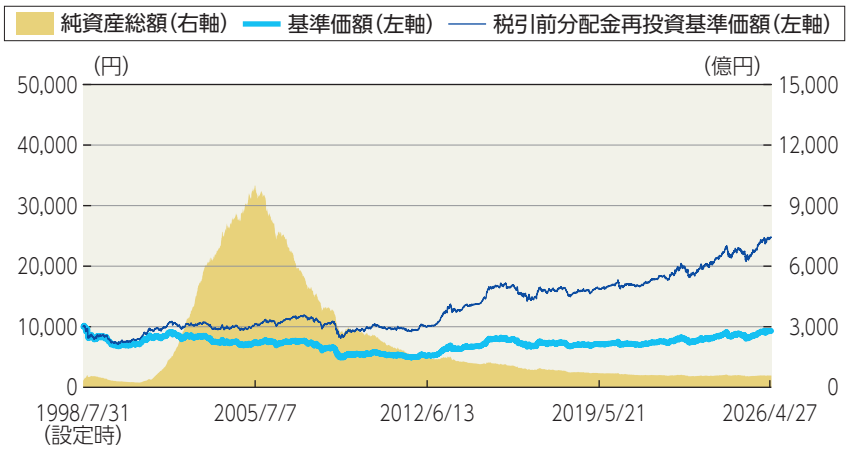
! 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

# 3.運用実績

2026年4月末現在

## ●基準価額・純資産の推移




・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

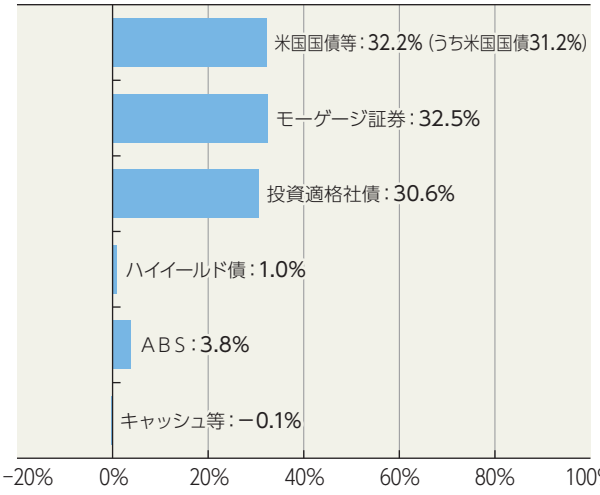
| | |
|---|---|
| 基準価額 | 9,297円 |
| 純資産総額 | 581億円 |

## ●分配の推移　1万口当り(税引前)

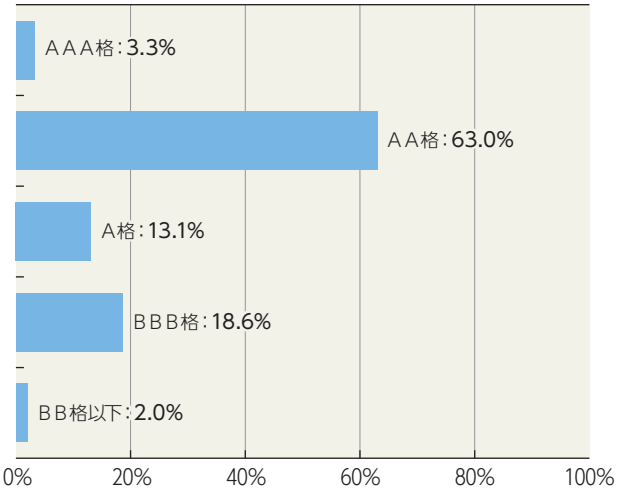
| | |
|---|---|
| 2025年 4 月 | 45円 |
| 2025年 7 月 | 40円 |
| 2025年10月 | 45円 |
| 2026年 1 月 | 45円 |
| 2026年 4 月 | 45円 |
| 直近1年間累計 | 175円 |
| 設定来累計 | 7,040円 |

## ●主要な資産の状況

投資対象比率




格付分布【平均格付:AA−】




・上記グラフはすべて対外貨建資産総額比です。
・原則として格付は、S&P、Moody's、Fitchのうち、上位の格付を採用しております。なお、いずれの格付会社からも格付が付与されていない場合は、フランクリン・アドバイザーズ・インクが同等の信用度を有すると判断した格付を使用します。また、平均格付とは、上記作成基準日時点でファンドが保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンドの信用格付ではありません。

ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

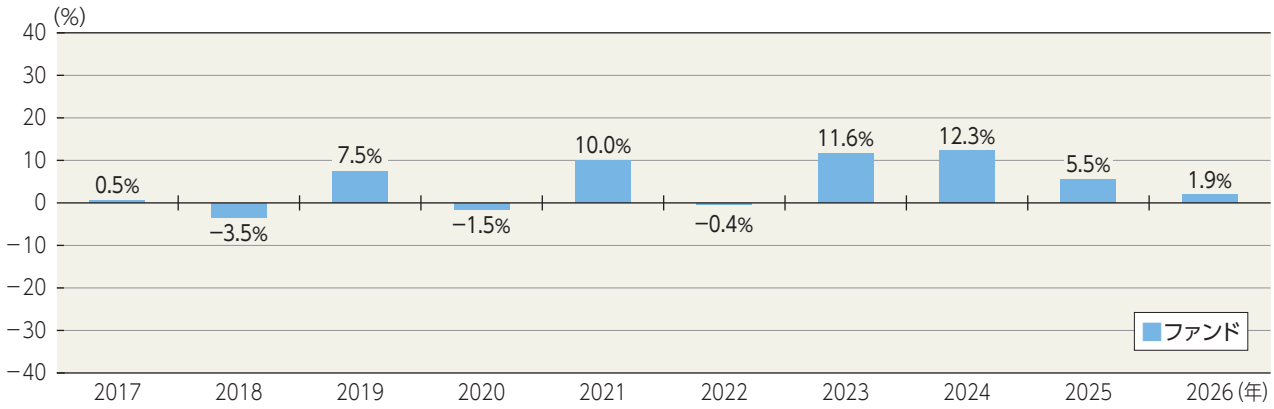
2026年4月末現在

## ●組入上位銘柄

| | 銘 柄 | 種 別 | 償還日 | クーポン | 比 率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | アメリカ国債 | 国債 | 2030/05/15 | 0.625% | 7.7% |
| 2 | アメリカ国債 | 国債 | 2056/02/15 | 4.750% | 4.2% |
| 3 | アメリカ国債 | 国債 | 2031/01/31 | 3.750% | 3.2% |
| 4 | ジニーメイ | モーゲージ証券 | 2053/02/01 | 3.500% | 3.2% |
| 5 | アメリカ国債 | 国債 | 2029/03/31 | 2.375% | 2.5% |
| 6 | アメリカ国債 | 国債 | 2030/08/15 | 0.625% | 2.3% |
| 7 | アメリカ国債 | 国債 | 2052/02/15 | 2.250% | 2.1% |
| 8 | アメリカ国債 | 国債 | 2031/08/15 | 1.250% | 1.9% |
| 9 | ジニーメイ | モーゲージ証券 | 2051/09/01 | 3.000% | 1.8% |
| 10 | アメリカ国債 | 国債 | 2042/08/15 | 2.750% | 1.7% |

・比率は対純資産総額比です。

## ●年間収益率の推移




・ファンドにはベンチマークはありません。
・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
・2026年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

# 4.手続・手数料等

## お申込みメモ

| | | |
|---|---|---|
| 購入時 | 購入単位 | 各販売会社が定める単位とします。 |
| | 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。<br>●収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。 |
| | 購入代金 | 各販売会社が定める日までに、各販売会社にお支払いください。 |
| 換金時 | 換金単位 | 1口単位あるいは1万口単位（販売会社によって異なります） |
| | 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| | 換金代金 | 換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。 |
| 申込について | 申込締切時間 | 原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。 |
| | 申込不可日 | ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受付けを行いません。 |
| | 購入の申込期間 | 2026年7月16日から2027年1月15日まで<br>●期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| | 換金制限 | ありません。 |
| | 購入・換金申込受付の中止および取消し | 証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付けを中止することがあります。また、購入の場合は、既に受付けた申込みの受付けを取消すこともあります。 |
| 決算・分配 | 決算日 | 1・4・7・10月の各15日（該当日が休業日の場合は翌営業日） |
| | 収益分配 | 年4回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。<br>分配金受取コース：税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。<br>分配金再投資コース：税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。<br>●販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。 |

## お申込みメモ

| | | |
|---|---|---|
| その他 | 信託期間 | 無期限（設定日:1998年7月31日） |
| | 繰上償還 | 受益権の口数が当初設定口数の10分の1（33億3,098万口）または30億口を下回ることとなった場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。 |
| | 信託金の限度額 | 2兆円とします。 |
| | 公告 | 電子公告により行い、委託会社のホームページ（https://www.nam.co.jp/）に掲載します。 |
| | 運用報告書 | 委託会社は4・10月の決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者に交付します。 |
| | 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となり、当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。<br>詳しくは、販売会社にお問合せください。 |

# ファンドの費用・税金

## ◉ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

| | | | |
|---|---|---|---|
| 購入時 | 購入時手数料 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に**2.75%(税抜2.5%)を上限**として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。<br>●料率は変更となる場合があります。<br>詳しくは販売会社にお問合せください。 | ▶**購入時手数料**:購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料 |
| 換金時 | 信託財産留保額 | ありません。 | |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

**毎日**

**運用管理費用(信託報酬)**

ファンドの純資産総額に**年率1.65%(税抜1.5%)**をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。

▶**運用管理費用(信託報酬)**
=保有期間中の日々の純資産総額×信託報酬率(年率)

| 信託報酬率(年率・税抜)の配分 | 販売会社毎の純資産総額 | | | 役務の内容 |
|---|---|---|---|---|
| | 2,000億円超の部分 | 1,000億円超2,000億円以下の部分 | 1,000億円以下の部分 | |
| 委託会社 | 0.70% | 0.75% | 0.80% | ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価(運用委託先への運用指図権限の一部委託に関する報酬を含む) |
| 販売会社 | 0.70% | 0.65% | 0.60% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 |
| 受託会社 | 0.10% | | | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |

・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

**監査費用**

ファンドの純資産総額に年率0.011%(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。

▶**監査費用**:公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用

**随時**

**その他の費用・手数料**

組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。

▶**売買委託手数料**:有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
▶**信託事務の諸費用**:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用
▶**借入金の利息**:受託会社等から一時的に資金を借入れた場合(立替金も含む)に発生する利息

❗当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

## ◉税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 分配時 | |
|---|---|
| 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% |

| 換金(解約)時および償還時 | |
|---|---|
| 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たしたファンドを購入するなど、一定の条件に該当する方となります。
詳しくは、販売会社にお問合せください。
・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。
・法人の場合は上記とは異なります。
・確定拠出年金法に基づく運用として購入する加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、またNISAおよび外国税額控除の適用対象外です。
・上記は有価証券届出書提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## (参考情報)ファンドの総経費率

| 総経費率(①+②) | ① 運用管理費用の比率 | ② その他費用の比率 |
|---|---|---|
| 1.67% | 1.65% | 0.02% |

・対象期間:2025年10月16日～2026年4月15日
・対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
・①運用管理費用の比率、②その他費用の比率および総経費率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、①と②の合計が総経費率の数字と一致しないことがあります。なお、前記「ファンドの費用」に記載の監査費用は、②その他費用の比率に含めています。
・費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。



ふくろう教授の投資信託説明書(交付目論見書)かんたんガイド
https://www.nam.co.jp/news/ipdf/mokuromi_guide.pdf

UD FONT ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。